

茨木市次世代育成支援行動計画

(第4期：令和2～6年度)

未来を創る子ども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”

～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～



令和2年(2020年)3月

はじめに



国は、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次代の社会を担う子どもとその家庭を社会全体で支援するため取組を進めてきました。その後、平成24年には、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」が制定され、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートしました。

また、平成22年4月には、子ども・若者育成支援施策の総合的推進の枠組みを整備するために「子ども・若者育成支援推進法」が、平成26年1月には、子どもの貧困対策を総合的に推進するために「子どもの貧困対策の推進に関する法律」がそれぞれ施行され、様々な取組が進められています。

一方、本市では、子ども・子育て支援新制度を踏まえ、平成27年に地域社会が子ども・若者や子育て家庭に寄り添い、誰もが子育てや子ども・若者の成長に喜びや生きがいを感じる社会を目指すための計画として『茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）[以下「第3期計画」という。]』を策定し、具体的施策を展開してまいりました。

近年、共働き家庭の増加、地域とのつながりの希薄化、保育ニーズの増加による待機児童の存在、児童虐待の深刻化、子どもの貧困、不登校・ひきこもりなど、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が変化してきています。

こうした社会環境の変化に伴う新たな課題や、国の動向に対応するため、第3期計画の進捗状況を踏まえた施策の見直しを行い、「未来を創る子ども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”」の実現を目指し、『茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）』を策定する運びとなりました。

この計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました茨木市こども育成支援会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様、パブリックコメントやヒアリング等を通じて貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました皆様に、心からお礼を申し上げるとともに、引き続き本市の発展と子育て支援施策の推進のため、ご参加とご協力をよろしくお願いいたします。

令和2年(2020年)3月

茨木市長 福岡 洋一

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の期間と推進体制	6
第2章 第3期計画の総括	7
第1節 教育・保育施設及び子ども・子育て支援事業の確保状況と課題	7
第2節 子育て支援と子ども・若者支援に関する施策の取組状況と課題	15
第3節 本計画の実施に向けた検討課題	33
第3章 計画の構想	39
第1節 計画の基本理念	39
第2節 施策展開についての考え方	39
第4章 次世代育成支援施策の展開	45
第1節 ライフステージに沿った施策の展開	45
第2節 ライフステージごとの施策	49
第3節 社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり	74
第4節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境づくり	81
第5節 社会全体で子育て家庭や子ども・若者を支援できる環境づくり	84
第5章 子どもの貧困対策の推進	89
第1節 対策の背景と趣旨	89
第2節 子どもの貧困対策に関する新たな方向性	98
第3節 子どもの貧困に関する指標	104
第4節 子どもの貧困対策に関する施策の展開	106
第6章 子ども・子育て支援事業の推進	111
第1節 教育・保育提供区域の設定	111
第2節 子ども・子育て支援事業についての考え方	113
第3節 幼児期の教育・保育施設サービスの量の見込み及び確保の内容	118
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容	138
第5節 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に関する取組	161
第6節 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童健全育成事業の推進	163
■資料	167